

警 視 庁 交 通 部 長  
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿  
各 方 面 本 部 長  
(参考送付先)

警察庁丁運発第50号  
平成13年8月13日  
警察庁交通局運転免許課長

各管区警察局広域調整部長

指定自動車教習所の教習水準に関する情報の公表について

指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）の教習水準に関する情報については、下記に留意しつつ、指定教習所から広報等がなされる際の情報の正確性について適切な指導監督等を行うとともに、正確な情報の公表に努められたい。

#### 記

### 1 指定教習所の教習水準に関する情報の公表の重要性

指定教習所の教習水準は、国民が免許取得に向け指定教習所を選択するに当たって重要な指標であることはいうまでもないことである。また、当該水準に関する情報が公表により国民に提供されることは、交通の安全の確保の見地からも重要なことであり、この観点から、第7次交通安全基本計画（中央交通安全対策会議）においても「教習水準に関する情報の国民への提供に努める」とされている。

なお、平成12年末から実施した「道路交通法の一部を改正する法律」試案に対する国民の意見募集においても、指定教習所ごとの事故率等を公表すべきとの意見が複数寄せられているところでもある。

### 2 指定教習所から広報等がなされる教習水準に関する情報に係る指導監督

交通の安全の確保の見地からは、各指定教習所が教習水準を競うことは、教習水準の向上（道路交通法第98条第1項参照）につながる有益なことである。また、当該水準を競うなかで、当該水準に関する情報を広報、宣伝等することも不適當であるとは考えない。

しかしながら、各指定教習所が、教習水準に関して、事実を反し又は誤解を招くおそれがあるなどの情報を広報、宣伝等するようなことがあれば、指定教習所の選択に当たっての重要な指標について誤った情報が国民に伝えられることとなり、交通の安全の確保の見地からも、決して許されないことである。

各都道府県警察にあっては、このようなことのないよう適切な指導監督を行うとともに、仮にそうした事案を把握した場合には、厳正に対処されたい。

### 3 各都道府県警察からの教習水準に関する正確な情報の公表

上記1の観点及び上記2のような事案の発生を防止する観点から、都道府県警察より指定教習所の教習水準に関する正確な情報が公表して国民に伝えられることは、重要なことである。

各都道府県警察にあっては、指定教習所ごとの初心運転者に係る事故率その他の指定教習所の教習水準に関する情報の積極的な公表に努められたい。